

業務仕様書

この業務仕様書は、福島県（以下「県」という。）が に委託する、「アカデミアシーズ創出等事業業務」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 本事業の目的

本県の復興・創生に向けて、地域経済や雇用に大きく貢献する起業を促進するにあたっては、国内外に通用する優れた技術を起点に、新市場・新産業の創出を牽引するようなイノベーションを生み出す技術系ベンチャーの創出に着目した取組が必要である。

本県においては、新産業や雇用創出への貢献が期待される大学発ベンチャーは、年数件程度誕生しているものの、事業化まで至るベンチャーは少ない状況にある。

このため、県内大学等の教員、学生に対する起業意識醸成から候補者の発掘、事業化支援までの取組について、より多様で効果的な支援を行うことで、事業化成功例を創出するとともに、本取組の浸透を通して、大学発ベンチャーの持続的な創出・育成環境を県内に整備することを目的とする。

2 本事業の全体構成

(1) 県内大学等のベンチャー候補者の発掘から伴走支援業務

県内大学等を対象として、ベンチャー候補となる教員等を幅広く発掘の上、有望な者を選定する。また、発掘選定した各候補者について、伴走支援や試作品開発支援、経営相談支援等により、事業化までの様々な課題解決をサポートする。これらにより県内大学発ベンチャーの誕生を促進するとともに事業化成功例の創出を図る。

(2) 未来の起業家育成プログラムの実施

県内大学生等を幅広く対象として、地域社会等の課題に対する解決策を考えるセミナーの開催や起業先進地の視察等を実施することにより、起業家マインドを醸成し、将来の起業家人材の育成を図る。

また、県内中高生に対して、起業への関心を高めてもらう観点から、先輩起業家との交流やビジネス体験イベント等を通じて、起業への興味を醸成する。

(3) 上記（1）及び（2）の事業に係る情報発信ならびに調査

本取組を広く発信することや、県内大学発ベンチャーの実態調査等を実施することで、県内の大学発ベンチャーの機運醸成、実態把握に努める。

(4) ビズスタふくしまの運営

県内の創業支援情報等を発信するウェブサイト「ビズスタふくしま（以下の「本ウェブサイト」という。）」（<http://f-bizsta.jp/>）の運営を行う。

(5) 県内創業支援機関のネットワーク強化

起業に関する身近な相談窓口となる県内創業支援機関のネットワーク強化を目的とした連絡会議等を開催する。

3 本業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 県内大学等のベンチャー候補者の発掘から伴走支援業務

県内大学発ベンチャーを創出し、大学等における起業機運の醸成に繋げるよう候補者の発掘から伴走支援の業務を行う。具体的には以下のとおり。

① 県内大学等の教員が保有する研究成果やシーズ等について、大学発ベンチャー設立の可能性のある者を幅広く発掘し、候補者として選定する手法を企画・実行する。

ア 令和5年度、県にて実施した県内大学教員向け悉皆調査リスト等を中心に研究室を訪問し、新たな大学発ベンチャー候補者を発掘する。

イ 前月中に次月の訪問計画を更新し、計画的かつ効果的な訪問活動を実施する。

② 平成30年度から令和6年度（7年間）（※）までに県が発掘、選定した候補者及び上記①で新たに選定した候補者をベンチャー設立から事業化に導くに当たり、当該候補者の個別の状況に応じて、事業内容や技術・知的財産、組織、財務等における解決すべき課題を整理の上、支援機関等と協力しながら、各課題解決に向けた伴走支援を企画・実行する。

（※）平成30年度～令和2年度 リーディング起業家創出事業

令和3年度～令和5年度 大学発イノベティブ・ベンチャー創出事業

令和6年度 アカデミアシーズ創出等事業

ア 伴走支援リストを作成・更新し、計画的かつ効果的な訪問活動を実施する。

イ 前月中に次月の訪問計画を更新し、計画的かつ効果的な訪問活動を実施する。

ウ 試作開発費（社会実装費）等を費用面で支援し、適宜産業支援機関や県内企業等との連携を図る。プロトタイプ試作（1,000千円×7者程度）、商品試作（2,000千円×3者程度）。

エ 発掘した候補者に対して、事業化を見据えて、知財戦略に関する助言や権利化を支援する。（10者程度）

オ 発掘した候補者に対して、経営全般（経営人材等の確保、製造パートナーとのマッチング等の対応を行うこと）。

（2）未来の起業家育成プログラムの実施

① 大学生向け起業家育成プログラム

ア 県内の大学生等を対象に、起業意欲を喚起するようなセミナーを企画・開催する（1回以上）。

イ 起業教育が盛んな先進地もしくは県内スタートアップ施設の視察研修を行う（参加者10名程度：視察研修場所は日帰りかつバス移動で開催できる場所とする）。視察先等は県と協議のうえ、決定すること。

② 中高校生向け起業家育成プログラム

ア 県内の中高生を対象に、先輩起業家を講師に招き、起業の興味関心を喚起するようなワークショップ等を県内で1回以上実施する（開催にあたっては、中学・高校どちらでの開催も可）。

（3）情報発信ならびに調査

① 各大学等の教員や学生等に対して事業内容を広く発信し、大学発ベンチャーに関する意識の喚起や各取組への参加を促進するため、イベントの事前告知や事業成果等を紹介するウェブサイト（HPやSNS等）を構築運営する。

② 必要に応じて県外での先進事例の調査など、本事業の効果を高める活動を行う。なお、取組については、都度県の承認を得た上で実施すること。

③ 県内大学発ベンチャーに関する現状を詳細に把握することにより、今後の施策を効果的に発展・改善できるよう、経済産業省の大学発ベンチャー・研究シーズ実態等調査の手法等を参考に、県内大学発ベンチャーの設立数や概要、存続状態等をデータベース化するとともに、2社程度を抽出してヒアリングを行う。

（4）ビズスタふくしまの運営

① 創業支援情報の収集

国や県、市町村、創業支援機関、商工団体、金融機関等の担当部署に定期的に連絡を取るなどにより、鮮度の高い情報を収集し、速やかに掲載すること。情報収集・掲載の頻度は、少なくとも週1回以上とする。

② 起業の参考となる記事の作成

起業に関心を持つ方の参考となるよう、以下の記事を製作・掲載すること。

ア 県内で活躍する先輩起業者のインタビュー記事を製作し、掲載すること。委託期間中、少なくとも県内全域からバランス良く10者以上（そのうち4者程度は県外からの移住による起業家）の記事を製作すること。

③ 本ウェブサイトの更新・改善

創業のメリットを紹介する既存のページなど、本ウェブサイト内のページを随時新しい情報に更新するとともに、本ウェブサイトの機能や掲載項目、構成等について、より効果的なものとなるよう随時見直しを行うこと。

ア 本ウェブサイトがより多くの起業関心者の目に触れ、活用される機会が増えるよう、SNS及びWEB広告を活用するなど、本ウェブサイトの効果的な広報を企画し実施すること。更新頻度は週1回程度とすること。

イ 県外からの移住による起業促進を図るため、県内に限らず首都圏等の県外向け広報を企画し、認知拡大と利用者増加を図ること。

ウ ビズスタふくしまのサイト内にあるふくしまベンチャーアワードの開催結果のページを過年度分も含め、更新すること。

④ 効果測定

本ウェブサイトの全ページについて、訪問者数や滞在時間、ページ閲覧数、リンクしたサイトのアクセス数等の詳細ログを取得・解析し、利用状況や運営の効果を検証すること。

(5) 県内創業支援機関のネットワーク強化及び支援人材の育成

起業に関する身近な相談窓口とである県内創業支援機関のネットワーク強化を目的とした連絡会議を開催する。

① 連絡会議等の開催

ア 年2回以上、創業支援機関が参加する連絡会議を開催すること。

イ 会議内容は事前に県と綿密に調整して決めること

ウ 会議当日の運営については、福島駅西口インキュベーションルームと連携の上、実施すること。

エ 参集機関は、福島県インキュベーション施設ネットワーク協議会構成員とするが、別途県から指示のあった場合には、参加機関を追加すること。

② 支援人材スキルアップ事業

ア 県内支援機関と連携し、県内各地の支援人材がスキル向上に繋がるような企画(セミナー等)を実施すること。

(6) 業務の報告

上記(1)～(5)の業務の進捗状況について、毎月1回以上書面で報告すること。別途、(1)(2)の発掘、伴走支援状況については、毎月1回県と打ち合わせのうえ、報告すること(併せて訪問計画、伴走支援リストの書面・データでの提出)。

4 成果目標

事業実施にあたっては、以下の成果目標を目指すものとする。

(1) 大学発ベンチャーの候補者発掘から伴走支援業務

ア 県内大学等の教員への訪問 年間40者以上

イ 県内大学等の教員への企画提案 年間6者以上

ウ ベンチャー設立に繋がる有望な候補者を10者以上発掘する。

エ 本事業(県過年度事業も対象)に関連する県内大学発ベンチャー企業を1社以上創出する。

(2) 未来の起業家育成プログラム

ア 県内の大学生向けセミナーの参加者数（30名以上/回）

イ 県内の中高生向けワークショップ等開催 年1校以上

(3) ビズスタふくしまのページ閲覧数を事業期間中に2回以上、10,000件以上/月とすること。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 契約に関する条件等

(1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(2) 国・県等の関係機関からの検査がある場合には協力すること。

7 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。